

東弁24人第226号

2012年9月13日

府中刑務所

所長 横尾 邦彦 殿

東京弁護士会

会長 斎藤 義房

### 人権侵害救済申立事件について（要望）

当会は、申立人A氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会による調査の結果、貴所に対し、下記の通り要望します。

#### 記

#### 第一 要望の趣旨

申立人が貴所に対し、繰り返し吐き気を催すとの理由を述べてパン食への変更を求め、現に申立人が嘔吐したことも認識していながら、米麦飯に対するアレルギーが陰性であったことを理由として主食の変更を認めず、米麦飯の支給を継続し、申立人に吐き気や嘔吐など体調の悪化せしめた貴所の対応は、申立人の人権を侵害するものです。

今後、主食の選択については、単に国籍や属する社会の食文化・宗教、アレルギーの有無などから形式的な判断をせず、被収容者の健康保持の観点から、被収容者それぞれの健康状態や体質をしん酌してその必要性を判断するよう要望します。

#### 第二 要望の理由

##### 一 認定した事実

##### 1 当事者

申立人は、●年●月●日から●年●月●日までの間、貴所に収容されていた者である。

## 2 申立人に支給された食事について

貴所は、申立人が貴所に入所した●年●月●日から●年●月●日までの間、申立人に対しA食又はB食を申立人に支給していた。

主食は米麦飯を主としていたが、パン食については、外国人受刑者において、本人の宗教又は食習慣を考慮して支給する場合等があるほか、日本人受刑者にも支給する場合がある。

申立人は、平成20年4月14日、貴所に対し、パン給与希望の手続について教示願を提出した。その際、貴所は、申立人に対し、パンの給与は、医師の判断によることと告知した。

申立人は、平成20年3月28日、同年9月1日、平成21年4月9日、及び同年5月8日に、主食変更（米麦飯からパン）を旨とした願せんに貴所の医務部に提出した。

また、申立人が平成20年9月1日、平成21年3月5日、同年4月9日、及び同年5月8日に貴所に提出した願せんには、米麦飯を喫食すると吐き気を催す旨が記載されていた。

貴所は、平成20年9月2日、申立人に対してアレルギー検査を実施し、同月8日に米アレルギー陰性（－）との結果が出た。同結果に基づき、食事変更の必要は認められないと判断したため、パン食の支給は認めなかった。

なお、貴所は、申立人の要望により、以下のとおり主食をパンに変更したことがあった。

平成20年	3月28日	腹痛等を理由として食事変更
	4月14日	食事変更教示により食事変更
	9月1日	吐き気を伴うとの訴えがあり、食事変更
平成21年	3月5日	診察において米麦による吐き気があるとの訴えがあり、食事変更
	4月9日	吐き気があるとの訴えがあり、食事変更
	5月8日	吐き気があるとの訴えがあり、治療目的で変更

## 3 申立人の体調悪化について

申立人は、平成20年7月20日の昼食全喫食後、胃液のみを吐いた。当会

からの照会に対する貴所の回答によれば、貴所もこの事実を認識していたことが認められる。

また、申立人は、貴所に対し、平成21年3月5日以降、米麦飯から腐臭がする等で吐き気がすると述べていた。

## 二 権利侵害性

刑事施設が被収容者の健康を保持すべき義務を負うことは当然のことであり、およそ被収容者の健康を害するような対応は許されるべきではない。

上記事実認定によれば、申立人は、米麦飯を食すと吐き気を催すとの理由を述べてパン食への変更を繰り返し求めており、現に米麦飯を喫食した後、嘔吐したこともあった。

そして、貴所は、これらの事実を認識していながら、一時的にパン食に変更したことはあったものの、米麦飯に対するアレルギーが陰性であったことを理由として、原則として主食の変更を認めず、米麦飯の支給を継続した。

このような貴所の対応は、上記認定の通り、外国人については、宗教又は食習慣を考慮してパン食を支給するとされていることと比較しても、申立人に対する理由のない制約であり、不合理であると言わざるを得ない。

およそ主食の選択については、国籍や属する社会の食文化・宗教、アレルギーの有無などから形式的に判断すべきものではなく、被収容者の健康保持の観点から、被収容者それぞれの健康状態等をしん酌してその必要性を判断すべきである。

本件については、上記で認定した事情を考慮すれば、申立人の健康保持の観点から主食を変更すべき必要性があったと判断される。

そして、申立人に支給する主食を変更せず、米麦飯の支給を継続した結果、申立人は吐き気を催したり嘔吐したりするなど体に変調を来しその健康が害されたというべきである。

したがって、貴所は、申立人の健康状態を悪化させその人権を侵害したと認められる。

以 上